

フォーラム新桑名研修報告書

氏名： 愛敬 重之

- 2016年4月25日（月）南三陸町役場 復興復旧視察
対応者：南三陸町議会議長 星 喜美男氏 企画課 佐藤正之氏（代表）
- 4月26日（火）東松島市被災地視察
対応者：一般社団法人防災プロジェクト 中井政義氏
- 4月27日（水）会津若松市 認定こども園、子育て情報誌、乳児への図書交付事業
対応者：事務局 小端国彦氏、健康福祉部こども保育課 藤森佐智子氏
主幹 鈴木誠治氏 副主幹 田場川貴光氏

南三陸町—東日本大震災からの復興状況—25日人口について

平成23年2月末日では17,666人でしたが、現在は13,806人となり人口減少は数字でもよく分かりました。避難者については、平成24年5月時点では、県内県外に合わせて929世帯がみなし仮設住宅等へ入居していたが、平成27年3月末時点では571世帯まで減少してきましたようです。



仮設住宅での暮らしについて

東日本大震災から4年10ヶ月が過ぎたが、今なお町区外58カ所の仮設住宅に1,251世帯（3,473人）が生活されています。町や社会福祉協議会では仮設住宅でのコミュニティ形成の支援や、生活支援員により住民の不安や寂しさを傾聴しながら、一人ひとりの気持ちの寄り添う活動を行っている。仮設住宅での生活が長期化する中、一日でも早く仮設住宅から『終の棲家』に移れるよう防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業を進めているようです。



災害廃棄物（がれき）処理の状況について

南三陸町戸倉地区在郷の廃棄物処理施設（平成26年3月末にて業務終了）等により、南三陸町にて発生した災害廃棄物の処理実績72.3万t※津波堆積物含む（平常時4,700t/年176年分！）

災害廃棄物は施設にて選別、洗浄、破碎され復興資材（碎石・盛土材等）へリサイクルし復興工事に再利用されるようです。

公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況について

公共インフラの件については資料の表がありましたので添付します。

■安全・安心のための基盤整備関係

災害廃棄物の処理は進捗率100%となっている。河川対策は62%が着手済みであるが、海岸対策は着手まで至っていない。

■交通関係

漁港は県管理・町管理ともに100%着手済みとなっている。町道は約82%が着手済みであるが、全面着手には至っていない。

項目	着手率	復旧復興の状況 / 被害の状況
災害廃棄物の処理	平成26年3月末 事業完了	進捗率 100% 推計量 72.3万t
河川対策	62%	着手済 8箇所 被災箇所数 13箇所
海岸対策	0%	着手済 0箇所 被災箇所数 14箇所

（平成27年12月現在）

項目	着手率	復旧復興の状況 / 被害の状況
交通網（町道）	82%	着手済 36箇所 被災箇所数 44箇所
町管理漁港	100%	着手済 19箇所 被災箇所数 19箇所
県管理漁港	100%	着手済 4箇所 被災箇所数 4箇所

（平成27年12月現在）

■災害公営住宅・まちづくり関係

災害公営住宅は3地区104戸が完成、4地区487戸が工事中となっている。また、防集団地は28団地全てが大臣同意を得て、平成27年12月末までに20団地(335戸)が竣工。

項目	着工率	復旧復興の状況 被害の状況
災害公営住宅		計画8地区・738戸 着手済7地区・501戸 (うち3地区・104戸完成)
防集団地 (大空同意を得た地区数)		計画28団地・841区画 全28団地が着手済み (うち20団地・336区画完成)

(平成28年1月1日現在)



復旧・復興事業の人的体制

南三陸町役場職員は 352 人、うち他の自治体からの派遣職員として 109 人が、16 都県、48 団体から派遣されているようです。三重県の方も 1 人いました。

産業・雇用について

商工業の推移については、震災により 473 事業所が被災。うち 264 事業者が営業再開している、早期事業再開を支援するため、(独) 中小企業基盤整備機構が仮施設(店舗・事務所・工場等)を整備し、89 事業者が営業を行っている。

「伊里前福幸商店街」(平成 23 年 12 月)「南三陸さんさん商店街」(平成 24 年 2 月)がオープンし毎月復興市を開催しており、平成 27 年 9 月には開催 50 回記念を迎え、少しずつですが産業、雇用と安定はしているようです。農業や水産業については、やはり農業については水産業に比べ遅れているようです。魚市場水



揚量、取引額についても震災前より増加傾向です。

観光業の復興状況について

震災が発生した平成 23 年は、観光入込が約 36 万人まで低下したが、平成 24 年時点では、約 90 万人と被災前の 9 割程度まで回復した。平成 25 年は横ばいの状態だったが、被災地観光目的の方々の減少等により、平成 26 年は約 76 万人と低下傾向となった。

海外では台湾のインバウンドを期待しているようです。



地域公共交通の状況について

公共交通：BRTの運行開始



JR気仙沼線は「柳津～気仙沼」区間で運休中となっているが、平成 24 年 12 月 22 日より、BRT(バス高速輸送システム)が本格運行開始した。鉄路復旧にあたっては、ルート移設や膨大な費用がかかるため、BRTでの本格復旧を受け入れ、早期のまちづくりを進めていく方針を打ち出している。

復興に向けた動き【医療】

医療：南三陸病院・総合ケアセンター南三陸

平成 27 年 11 月 25 日に、医療・保健・福祉が連携する「南三陸病院・総合ケアセンター南三陸」の落成式が行われた。南三陸病院は、町内の「公立南三陸診療所」と登米市米山の「公立志津川病院」を統合して、12 月 14 日に開院した。

建設費：55 億 8 千万円（造成工事費含まず）

費用内訳 台湾紅十字社 22 億 2 千万円

国、県補助金ほか 33 億 6 千万円



病棟数

一般病床 40 床

療養病床 50 床



診療科

10 科

（内科、外科、整形外科、泌尿器科、皮膚科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、婦人科、歯科口腔外科）

透析 20 床

（平成 28 年 1 月から透析開始）

訪問看護ステーションも開始



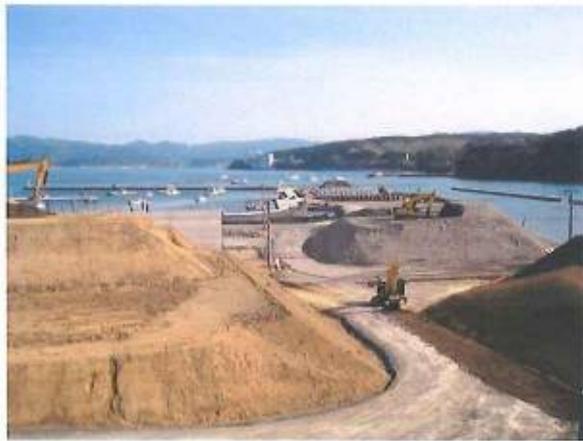
復興に向けた動き（行政）について

南三陸町役場（新庁舎・歌津総合庁舎）

平成 27 年 5 月に、南三陸町役場の新庁舎（本庁舎・歌津総合支所）の基本設計を公表した。平成 29 年完成を予定しており、木のぬくもりある内装で、町内の交流スペースを設ける予定となっているようです。庁舎周辺の状況です。

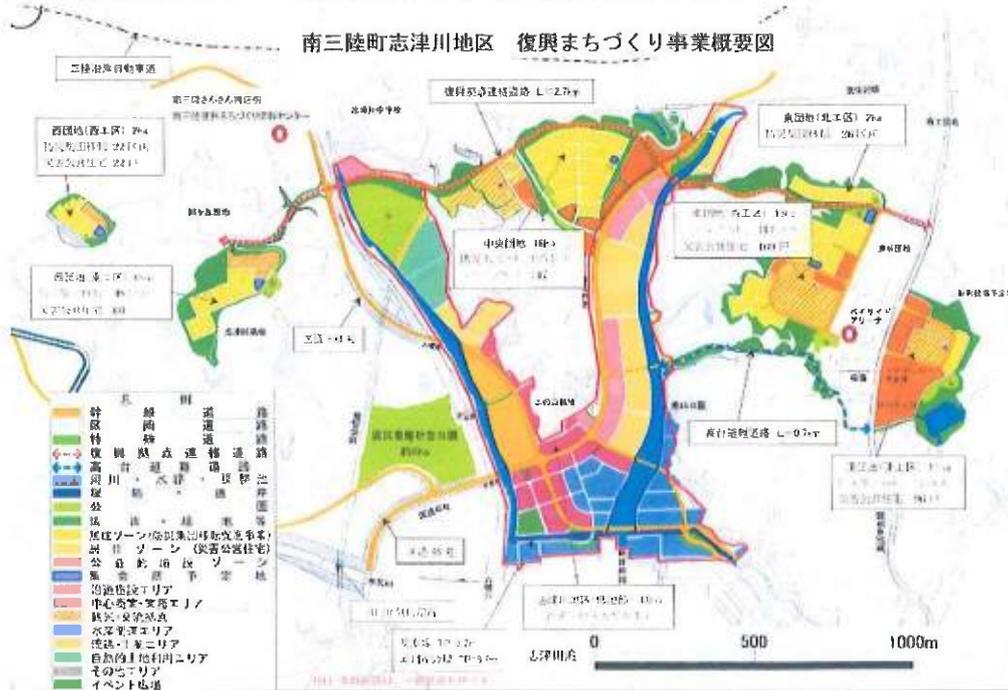


東日本大震災では写真のように 16m の津波がきましたのでこの高さでの説明会場となりました。下の写真は左が海側、右が山側となっている



まとめ

南三陸町は 4 年前にも視察させていただきましたが今回の視察で首長の活躍がよく理解できました。震災状況を首長が細かく記者会見等を実施してテレビ放映等をうまく使い南三陸町の状況を一番放映できた事がありました。震災時の職員は非常に多忙であり取材陣が職員のところに行くのではなく首長が一括して答弁するスタイルを取った事が結果プラスに繋がったと思います。旧防災センターも残り以下のような完成となるようです。



災害公営住宅の建設



十地区画整理事業による市街地整備(嵩上げ)



震災復興祈念公園(計画中)



公民連携による復興まちづくりへの取り組み



南三陸病院・総合ケアセンター南三陸



東松島市被災地視察 26日
防災プロジェクト 中井政義氏同行による解説

2011年3月11日午後2時46分太平洋三陸沖で発生したマグニチュード9.0の巨大地震による大津波は、大曲浜地区に3時50分高さ約6mの津波が来襲し、第一波は大曲浜全域を飲み込み浜須賀地区にも及んだ。その有様は言葉ではなんとも言えず、犠牲者数は306人にのぼり多くの尊い人命のほか、家、工場、車を一気に失う壊滅な状態となった。この間、大津波は国道45号をはるかに越え仙石線まで達し、その数は第八波まで津波は襲来したようです。東松島市の被災地区が復旧や復興へと進むことになるが、この大地震の教訓「地震が来たらすぐ高台へ避難すること」を後世に語り継ぐことが中井氏の使命だと思いました。中井氏も被災者で新築した家もすべて流されたようです。実際の被害の現場も目のあたりにしており、亡くなった方はほとんどが「津波肺」が原因だったようです。この時初めて津波肺という言葉を知ることができました。徐々に戻ってきている人がいるのですが格差が問題になっているようです。



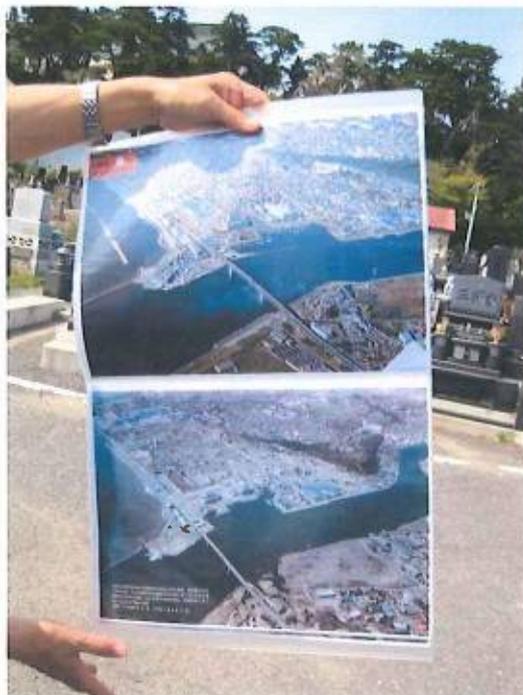
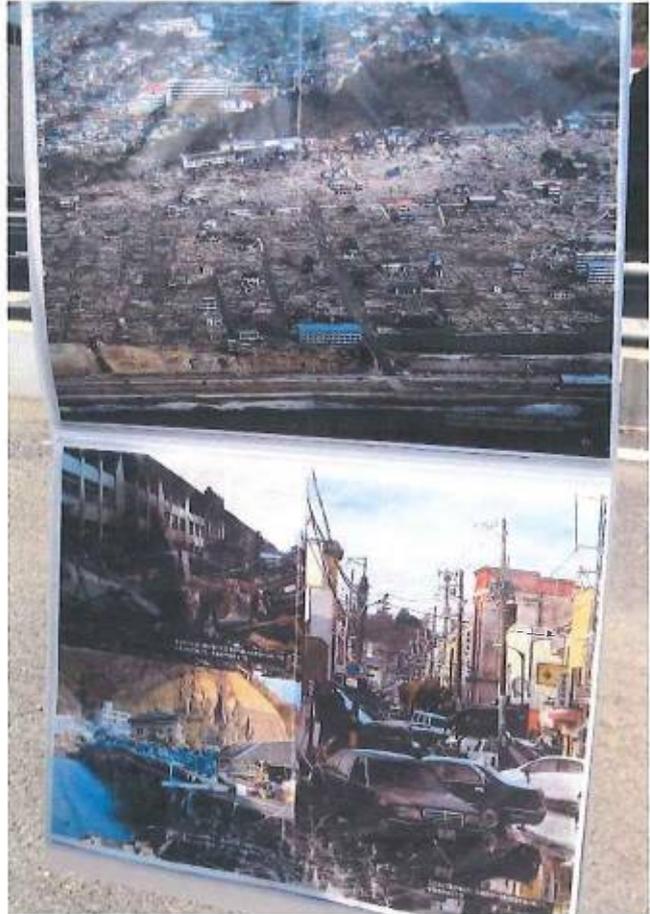
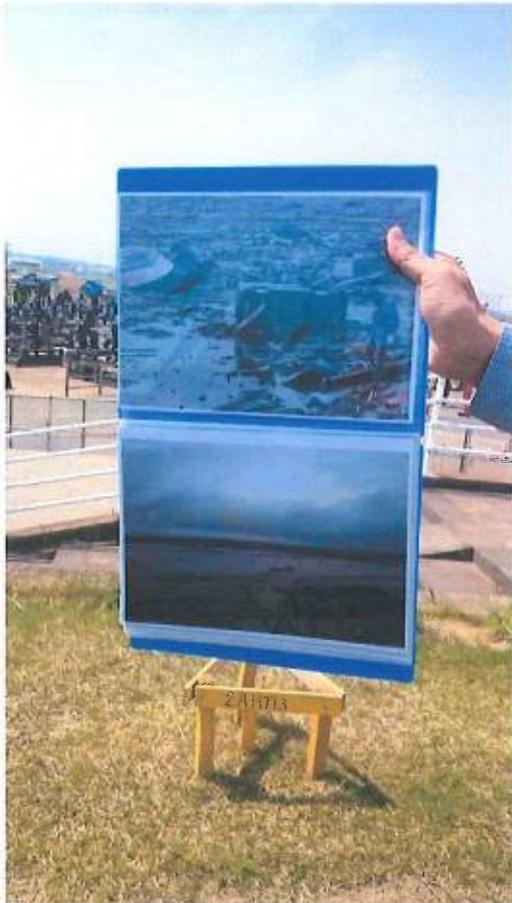
家に戻りたいのに戻れない人が中途半端な状態で家を放置して状況が数多くありました。

ご本人も中々仮設住宅に入れなかった時期があり現在はようやく入れたようですが、精神的にも非常に苦しい

毎日のようです。



金属ガレキもまだ残っており被災エリアの大きさを感じました。



中井氏の資料から被災前の状態から被災直前の写真を見ながら現地での解説となり非常に分かりやすい視察でした。引き続き支援していきます。



会津若松市視察 27日

- ・認定こども園について
- ・子育て情報誌について
- ・乳児への図書交付事業について

認定こども園について

- ・具体的手法や進行状況は

本市の教育・保育施設のほとんどが民間施設であり、子ども・子育て支援新制度への移行の際も民間施設の意向が重要でした。その結果、従前の保育所と認定こども園はそのままの形態で移行し、幼稚園については多くが認定こども園へ移行しました。(平成29年度には全私立幼稚園が新制度へ移行する予定)私立幼稚園の新制度移行が全国で2割程度といわれる中、本市は認定こども園への移行率は非常に高いものがあります。その背景には、保育需要の高まりにより保育所が定員を超えて受け入れているのに対し、定員割れの幼稚園が多かったため、園児獲得やその後の園経営を考慮し、移行したものと考える。



- ・「小規模保育事業所」「家庭的保育所」の設置に至る経過は

国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に基づき条例を制定し、平成27年4月より市の認可事業として開始。

市全体の保育供給量の拡大には、まず認定こども園への移行推移を掲げているため、小規模保育事業等を積極的に推進しておらず、事業者の公募は行っていない。しかしながら、現実、認定外保育施設へ入所している児童がいるため、地域型保育事業への移行が想定される認可外保育施設等の事業者を対象に説明会を開催して上で、認可希望事業者とは個別での対応としている。現在は、小規模保育事業A型2施設・家庭的保育事業2施設が運営されている。

- ・幼保連携型や幼稚園型を軌道に乗せた方法は

基本的には施設の意向をもとに、認定こども園への移行支援として、保育が必要な児童を受け入れるための施設整備に対し積極的に補助しながら、認可申請に際し書類作成の指導・助言を行った。

- ・幼保連携型や幼稚園型の役割とニーズ調査の結果から、その役割等に変化は

保育ニーズの高まりから長時間の保育が必要な児童が増加しており、その傾向が今後も続くものと想定されるため、2・3号認定の受入れ枠の拡充の必要があります。本市の認定こども園のすべてが幼稚園からの移行であったため、1号認定に加え、2・3号認定の子ども受入れが可能になるため、保育の枠の拡大につながっているものと考えます。

- ・統廃合や新しい形での設置の可能性は

市内の教育・保育施設のうち公立施設は、従来は中央保育所1カ所のみでしたが、市町村合併により、旧北会津村より4施設、旧河東町より5施設を引き継ぎました。現在旧北会津村については平成28年4月1日に公立4施設を廃止し、学校法人による設置・運営を開始旧河東町については、幼稚園については、2施設を統合。保育所についても2施設を休止しています。現時点では、幼稚園・保育所ともに1施設ずつでの運営。

今後は、合併時に合併特例債事業として、「統合幼稚園整備事業」を引き継いでいますが、適正な集団規模の確保が必要なこともあり、認定こども園への移行も含めての検討課題となっている。



- ・企業内保育所等の有無は

2施設あり従業員のみで認定外保育であり、いずれも地域型保育給付を受ける施設へは移

行していない。

子育て情報誌の発行について

・編集、発行について

『じゃんけんぽん』

・対象を満1歳児以上としている

・掲載内容は、当月の予定、保育師による健康に関する内容、栄養士による食に関する内容、図書館司書による絵本に関する内容、支援担当者による子育てワンポイント的な内容

『ぐーちーぱー』

・対象を満1歳未満児としている

・掲載内容は、図書館司書による絵本の紹介、保健師による健康面の内容、栄養士による食に関する内容・支援担当者による子育てアドバイス、0歳児に関する活動案内

『ついんずクラブ通信』

・対象は多胎児としている。

・内容は、実施した日の活動の様子を掲載

・平成28年度は、名称を『マロンコロンクラブ』と改称

情報誌を作成する保健師・栄養士とは、子育て支援センターのある保育所に勤務する職員であり、掲載内容は保育所で発行する保健だより、食べ物だよりからの抜粋、または新たに作成している。1年間を通じて掲載する内容に継続性を待たせるよう工夫している。特に『ぐーちーぱー』の食に関する内容では、離乳の段階を把握しやすいよう配慮したり、健康に関する内容では、季節に合わせた内容としている。

乳児への図書交付事業について

・交付に至る経緯ときっかけは

平成26年度末に決定された国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の活用策の全庁的な検討において、他のプレミアム商品券等々の本交付金事業と同時に消費喚起に加え、子どもの健全育成及び子育て世帯の経済的負担の軽減を目的とし、子どもたちが絵本や図書に親しむ機会の充実のために、中学生以下の子どもを対象に図書券を交付する事業を実施しました。（このうち未就学児にかかる分をこども家庭課で担当）

また、未就学児を対象とした図書券の使用率が90%であったため、未使用分図書券の事業費を活用し、当初図書券の交付対象外であった基準日（平成27年6月1日）以降に出生した子どもを対象に、絵本を交付する事業を追加で実施しました。

なお、追加実施の事業についても、当初事業と同様に図書券の交付も検討したが、年度内事業完了の事業スケジュールから図書券の発行・換金が困難であったため、事業の実施手法を絵本の現物交付に切り替えて実施しました。

・交付対象とその方法は

未就学児が絵本に親しむ機会を拡充することで、児童の健全育成と子育て世帯の負担軽減を図るため、以下の2つの事業により実施しました。

(1)未就学児育成図書交付事業

- 対象者
- ・本市に住民登録のある未就学児を養育しているDV被害者
 - ・本市に住民登録が無い、未就学児に入所している未就学児
 - ・本市に住民登録が無い、市内施設に入所している未就学児

○基準日 平成27年5月31日時点 対象児童数：6,052人

○その方法 配布図書券：児童一人当たり2千円分（千円券×2枚）
※市独自発行とし、購入できる書籍は、児童用絵本に限定します。

利用店舗：市内の書店

交付時期：平成27年6月（同年8月末まで使用可能）

交付方法：原則として申請不要とし、未就学児の住民登録地へ特定記録郵便で送付。ただし、DV被害者及び市内施設に入所している児童については、申請が必要

(2)乳児への図書交付事業

○対象者

- ・本市に住民登録のある平成27年6月1日から平成27年12月31日までに出生した乳児（以下「対象乳児」という。）の保護者

- ・本市への住民登録にかかわらず、本市に居住し対象乳児を養育しているDV被害者
- ・市内施設に入所している対象乳児

○基準日 平成27年12月31日時点 対象児童数：557人

○その方法 配布図書：児童一人当たり2冊（2千円相当）

交付方法：個別通知を行い、交付対象者に市作成のリストの中から児童用絵本を選定し、同封した葉書により市に返信してもらい、後日、市から絵本を自宅に送付。

スケジュール：平成28年1月29日 交付対象者へ通知

2月15日 希望する絵本の回答期限

3月15日 絵本を送付

まとめ

会津若松市は未来ある子どもの為にプレミアム商品券を利用するなどすばらしい事業かと感じました。不公平感も無く大変関心ある事業でした。

以上